

第46回道州制特区提案検討委員会次第

日時 平成24年3月27日（火）18:00～19:30

場所 本庁舎9F 職員監会議室

1 開 会

2 報告事項

- (1) 第5回提案に対する国の対応について
- (2) 北海道道州制特別区域計画（更新）について

3 議 事

- (1) 今後の提案検討委員会における検討の進め方について
- (2) 次回（第47回）委員会について
- (3) その他

4 閉 会

【配付資料】

- 資料1 第5回提案に対する国の対応
- 資料2－1 北海道道州制特別区域計画（更新）の概要
- 資料2－2 道州制特区提案検討委員会における意見と道の考え方
- 資料3 道民アイデア（新規分）の状況
- 資料4 道州制特区提案に関する検討の具体的な進め方

【参考資料】

- 参考資料1 道州制特区提案の状況
- 参考資料2 道州制特別区域基本方針に基づく計画期間満了時の評価（概要）
- 参考資料3 北海道道州制特別区域計画（更新）

北海道からの道州制特区提案に係る対応について

(第5次提案 平成23年10月28日提出)

NO	提案項目・内容	主な関係省庁	対 応	内 容
1	<p>「ふるさと納税」のコンビニでの収納</p> <p>(内容) 地方公共団体が私人に収納を委託できる歳入に「寄附金」を追加し、「ふるさと納税」のコンビニでの収納を可能にする。</p>	総務省	地方自治法施行令を改正し、全国的に措置	<ul style="list-style-type: none"> 普通地方公共団体が私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる歳入として、寄附金を追加した(地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第410号))。 <p>※平成23年12月26日公布・施行</p>
2	<p>自家用有償旅客運送の登録権限の移譲及び登録要件等に係る裁量権の拡大 (財源措置を要望)</p> <p>(内容) 公共交通の空白地域や過疎地域等において、地域の関係者の合意により、地域の創意工夫を活かした住民の足を確保する取組をより一層促進するため、自家用有償旅客運送の登録権限の特定広域団体区域内の希望する市町村への移譲と併せて、登録要件等に関する地域の裁量権を拡大する。 また、当該登録事務に要する費用について、交付金措置を行う。</p>	国土交通省	<p>登録権限の市町村への移譲等について検討</p> <p>現行制度で対応可能な範囲を明確化し、通知</p>	<ul style="list-style-type: none"> 登録権限の市町村への移譲については、「希望する市町村に権限を移譲する方向で検討する」とした、国土交通省における出先機関の事務・権限仕分け(「自己仕分け」)結果(平成22年9月)に基づいて、北海道の要望や市町村の意見も伺いながら、今後、必要な検討を進めること。 更新登録については、現行制度において書面協議が可能である旨を明確化し、通知。 登録要件等については、提案内容を踏まえ、平成24年度中に検討を行い、必要な措置を講じること。

北海道からの道州制特区提案に係る対応について

NO	提案項目・内容	主な関係省庁	対応	内 容
3	<p>アウトドア事業者等による 自家用有償旅客送迎</p> <p>(内容) 交通アクセスを含めた、安全で良質なガイドサービスを観光客に提供することにより、北海道のアウトドア観光のブランド化を推進するため、アウトドア事業者等(道認定のガイド・優良事業者)による自家用有償旅客送迎を可能にする。</p>	国土交通省	現行制度で実施可能な範囲を明確化し、通知	<ul style="list-style-type: none"> 自家用有償旅客運送は、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合に、タクシー事業者等に課されている安全規制等を緩和して有償による運送を認めるものであり、営利を目的とするアウトドア事業者等によるレジャー客の自家用有償旅客運送を可能とすることは不適当。 他方、アウトドア観光の観光客の送迎については、現行制度で無償運送と位置付けられる場合も存在。このため、北海道アウトドア資格制度登録事業者が行う参加者の送迎輸送について、現行制度で実施可能な範囲を明確化し、通知する。 また、アウトドア事業者等がタクシー事業の許可を取得することも考えられるところ、タクシー事業者の営業所が存在しない市町村等においては、最低車両数が2両に引き下げられている点について周知する。
4	<p>認定NPO法人の認定権限等の移譲に伴う国と連携を図る仕組みなどの法制化 (財源措置を要望)</p> <p>(内容) NPO法の改正による認定NPO法人の認定・監督権限の都道府県知事等への移譲に伴い、特定広域団体等が当該事務を適正かつ円滑に実施できるよう、国税庁と情報共有や協議を行うことができる実効性のある仕組みを法制化する。 また、当該事務に要する費用について、交付金措置を行う。</p>	内閣府	現行制度で対応可能である旨を通知	<ul style="list-style-type: none"> 提案の趣旨を踏まえ、国税庁からの認定事務の一般的なノウハウの提供を、今後も行う。 また、特定非営利活動促進法(平成24年4月一部改正)において、滞納処分、重加算税賦課決定処分について双方向の情報共有規定が措置済。 上記の旨を、文書により通知する。 なお、同法の改正による新たな認定制度の執行に係る費用については、「新しい公共支援事業」による基金の活用について措置を講じたほか、所要の地方財政措置を講じることとしている。

道の主導する年間競争は、北陸の他の都市と外の都市との競争である。主導する年間競争は、北陸の他の都市と外の都市との競争である。

主導する年間競争は、北陸の他の都市と外の都市との競争である。

主導する年間競争は、北陸の他の都市と外の都市との競争である。

道、新年度にも寄付者掘り起こし

寄付者掘り起こし

主導する年間競争は、北陸の他の都市と外の都市との競争である。

主導する年間競争は、北陸の他の都市と外の都市との競争である。

主導する年間競争は、北陸の他の都市と外の都市との競争である。

主導する年間競争は、北陸の他の都市と外の都市との競争である。

道新聞 2月26日

北海道道州制特別区域計画（更新）の概要

1 道州制特別区域計画の目標

(1) 北海道の設置

- 明治2年、政府は「蝦夷」に11か国を設置し、「北海道」と命名。
- 北海道は、ひとくくりで一人の知事が置かれ、これまでも、面積の小さい順から積み上げた場合、22都府県のエリアに相当する広域行政を効率的に実施。

(2) 北海道の現状と課題

- 人口減少や少子高齢化が急速に進む中、依然厳しい経済情勢にあるほか、経済社会生活圏の広域化に対応し、広域行政の一層の推進が必要。
- 本道の優位性を活かし、自立的発展をめざすとともに、高い食料供給力などを活かし、バックアップ拠点としての役割の発揮を通じて、我が国の経済活動や国民生活の安定はもとより、災害に対し強靭な国土の形成にも本道が積極的な役割を果たしていくことが求められている。

ア 北海道価値を最大限に活用

- 安全でおいしい食や優れた自然環境など、北海道の優位性である「北海道価値」を磨き上げ最大限に活用し、自立的な発展を図っていくことが重要。

イ 地域の暮らしを支えるための基盤の整備

- 広域分散型の地域特性を踏まえ、広域的な視点から、道路、河川などの社会資本の効率的かつ総合的な整備に努め、人口減少社会における地域づくりの先行的な取組が求められている。

ウ 広域的な視点からの自立的な地域づくりの推進

- 市町村がまちづくりの総合主体としての役割を果たしていくためには、道と市町村が連携、協働し、広域的な視点から効果的な政策展開に努めていくことが必要。

(3) 道州制特別区域計画の趣旨及び今後の取組

ア 目 的

地方分権の推進、行政の効率化及び北海道の自立的発展を図ること

イ 計画期間

平成19年度から27年度（9か年間）

ウ 移譲範囲

法により移譲が可能と認められた事務、事業等のうち、道が国から権限、財源の移譲を受けて自ら実施しようとする範囲を定める。

エ 今後の取組

(ア) 地方分権の推進

- 市町村の意向を踏まえ、道から市町村への権限移譲の一層の拡大に努めていく。
- 市町村の行財政基盤を強化するため、道市長会や道町村会と連携し、定住自立圏構想や広域連合などの広域的な連携を活用した地域づくりを進めていく。
- 地域を重視した道政の推進を図るため、振興局を「地域づくりの拠点」とし、市町村など地域の関係者と一体となった地域振興施策の推進に取り組んでいく。

(イ) 行政の効率化

- 職員給与の独自縮減措置のほか、職員数適正化など、行財政改革を道自ら不斷に取組を進めていく。

(ウ) 北海道の自立的発展

- 国に提案した項目のうち、札幌医科大学の収容定員の柔軟な変更が可能となったことや、水道法やJAS法に基づく監督権限の国からの移譲に伴い、事業者への迅速かつ一貫した指導監督が実現したことにより、地域医療の確保に向けた取組や暮らしの安全・安心の確保などにつながってきている。
- 今後も、道民からの意見などを基に道の政策展開の円滑化や自己完結性を高めることにも留意しながら、提案を積み重ね、国から道への権限移譲や全国一律の基準の緩和とともに、条例の制定範囲の拡大等を行うことにより、北海道の自立的発展を目指していく。

2 北海道が実施する広域的施策の内容

国から移譲を受ける事務、事業等と一体的に次の広域的施策を展開。

- (1) 地域の実情に即した公費負担医療等の適切な提供
- (2) 商工会議所に対する許認可手続等の円滑化
- (3) 調理師資格者の資質の向上
- (4) 鳥獣の捕獲等の許可手続の円滑化
- (9) 地域医療を担う医師の確保
- (10) 水道水の安全性及び安定供給の確保

3 北海道が広域的施策と併せて実施する特定事務等

- (1) 国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定
- (2) 商工会議所に対する監督の一部
- (3) 調理師養成施設の指定
- (4) 鳥獣保護法に係る危険獣法（麻醉薬の使用）の許可
- (5) 札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止
- (6) 水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可

5 その他の取組

(1) 連携・共同事業

- ・ 広域行政の推進に資するため、道と国の地方支分部局等が連携・共同して、事務、事業を実施。
 - 国有林と民有林が一体となった森林づくり
 - 国と道の気象・河川・火山観測情報や道路などの管理情報の一元化・共有化
 - 防災体制や防災装備の一元的な管理・運用
 - 道路管理者が連携した案内標識の整備

4 北海道が広域的施策と併せて実施する工事又は事業

- (1) 民有林の直轄治山事業の一部（2地区）
- (2) 直轄通常砂防事業の一部（2水系）
- (3) 開発道路に係る直轄事業（5路線）
- (4) 二級河川に係る直轄事業（2水系）

6 広域的施策の施策効果の把握及び評価

- ・ 広域的施策の推進状況、施策の効果とともに、地域社会や本道経済への影響等を適切かつ客観的に評価する。
- ・ 広域的施策の推進状況等は、毎年度、フォローアップ作業を通じて把握をしたうえで、評価を実施。

7 今後に向けて

(1) これまでの取組の主な成果

ア 国からの移譲を受けた事務・事業について

- ・道が実施していた事務・事業と一体的に行うことにより効率的な執行が図られているほか、申請窓口の一本化や事務の処理期間の短縮化といった道民・利用者の利便性向上が図られている。
- ・一部の権限の移譲を受けた事務については、窓口が依然として、国と道に分かれていることや、財源の確実な措置を図るためにルールの確立などが課題。

イ 権限移譲等を求める国への提案について

- ・提案が実現したことにより、地方の裁量権が拡大し、事業者への迅速かつ一貫した指導監督が実現するとともに、暮らしの安全・安心の確保が図られるなど、本道の自立的な発展につながってきている。

(2) 道州制特区制度の有効活用に向けて

- ・本道の優位性である「北海道価値」（食・観光、環境など）を最大限に活かし、一体的かつ効果的に自立的な地域づくりが可能となり、また、道はもとより、地方の裁量権の拡大につながるよう、今後も道民からの意見などを基に、力強い経済の構築や安全・安心な暮らしの実現などに向けて、国から道への権限移譲などを求める提案を積み重ねていく。
- ・具体的な提案に当たっては、食・観光、環境などのテーマ毎に、道民からの意見などを基に、道の政策課題の解決にも留意しながら、総合的に検討を行い、本道の自立的発展につながる提案となるよう努めていく。
- ・移譲に伴い必要となる財源が確実に措置されるよう国に働きかけていくとともに、地方分権に関する国との改革の動向を踏まえ、道州制特区制度の一層有効な活用に努めていく。

道州制特区提案検討委員会における意見と道の考え方

意 見	意見に対する道の考え方
<p>「北海道の現状と課題」には、さらに踏み込んだ危機意識というものを盛り込めないか。</p> <p>今回の3月の震災や放射能の影響のこと、今大きく動いているTPPの問題も、具体的な一つひとつを示すことはできないにしても、北海道にとって大変厳しい、大変な危機の状況にはなると思う。</p> <p>そこから解決の方向に持っていくために、さらに自立を目指すということは、方向性としてはあっていいと思う。その部分を、今一度みんなに意識してもらうことによって、北海道はもっと自立の道を選ばなければ、国だけに頼らずに自分たちの方向性を見極めていかなければいけない時代に入っているということを確認をする意味でももう少し踏み込んで書けないか。</p> <p>我われは、もう少し自信を持って日本という国に対してどんなことをやれるのかということを書いたらどうか。</p> <p>北海道価値を最大限に活用して、日本に貢献すること。食料だと自然環境だと、様々な資源をつくって、震災以降の新しいベクトルをきちんと北海道が示すというようなことを書いてもいいのではないか。</p> <p>また、自立的発展というような言葉が多く見かけるが、産業振興とか地域での仕事づくり、自立的発展は何によるものなのかということがイメージしにくくなっている。</p> <p>田舎は、地方で仕事がある。例えば、ファームインやファームレストランで人が一人二人来てくれれば、そこに交通が発生し、食料の需給が発生するというように、力強い産業があって自立的発展があるので、仕事づくりというか地域の産業・企業の発展というような記述があるといいと思う。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、「1 道州制特別区域計画の目標 (2) 北海道の現状と課題」の記述を次のとおり修文しました。</p> <p>「近年の公共投資の大幅な減少や東日本大震災による経済などへの影響、更には、道内産業への影響が大きいTPP協定交渉をめぐる問題など、多くの課題に直面しています。」</p>
<p>「1 道州制特別区域計画の目標」までのマクロ的な話に対して「2 北海道が実施する広域的施策の内容」以降は、個別の話であり、その繋がりがわかりにくい。</p> <p>「1 道州制特別区域計画の目標」の中に、個別具体的な話が入っているのは札幌医科大学と水道の話と医療機関の話であるが、「2 北海道が実施する広域的施策の内容」以降書いてあるような、例えば鳥獣捕獲とか保安施設、砂防設備といったものが「1 道州制特別区域計画の目標」のどこに当たるのかということがよく見えてこない。</p> <p>従って、「1 道州制特別区域計画の目標」の中に「2 北海道が実施する広域的施策の内容」以降の個別の事項に関して文章で少し触れるか、もしくは、「2 北海道が実施する広域的施策の内容」以降の個別のところで、例えば、これが定住自立圏のことに繋がるとか行政の効率化に繋がるとかそういういったものがないと、マクロ的な話の部分と個別の話の部分がバラバラに感じて、その繋がりがよくわからない。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、新たに起きた「7 今後に向けて」の章の「(2) 道州制特区制度の有効活用に向けて」の中で、次のとおり記述しました。</p> <p>「今後も道民からの意見などを基に、力強い経済の構築や安全・安心な暮らしの実現などにつながるよう、国から道への権限移譲などを求める提案を積み重ねていきます。」</p>
<p>「1 道州制特別区域計画の目標」までのマクロ的な話に対して「2 北海道が実施する広域的施策の内容」以降は、個別の話であり、その繋がりがわかりにくい。</p> <p>「1 道州制特別区域計画の目標」の中に、個別具体的な話が入っているのは札幌医科大学と水道の話と医療機関の話であるが、「2 北海道が実施する広域的施策の内容」以降書いてあるような、例えば鳥獣捕獲とか保安施設、砂防設備といったものが「1 道州制特別区域計画の目標」のどこに当たるのかということがよく見えてこない。</p> <p>従って、「1 道州制特別区域計画の目標」の中に「2 北海道が実施する広域的施策の内容」以降の個別の事項に関して文章で少し触れるか、もしくは、「2 北海道が実施する広域的施策の内容」以降の個別のところで、例えば、これが定住自立圏のことに繋がるとか行政の効率化に繋がるとかそういういったものがないと、マクロ的な話の部分と個別の話の部分がバラバラに感じて、その繋がりがよくわからない。</p>	<p>道州制特別区域計画の内容について十分に理解していただけたよう、計画の目標の中に本道の現状と課題について記載し、こうした課題を解決し、本道の自立的発展を図っていくため、国から事務・事業の移譲を受け、道の事業と一緒に組んできたところであり、今後も引き続き国に権限移譲等を求めていくということを基調に、計画全体の記載を整理しました。</p>

道民アイデア（新規分）の状況

計 46 件

大分類		中分類 〈小分類〉	細分類	提案の概要
環境・農林水産・経済振興	環境保全 〈自然環境保全〉	有害鳥獣駆除に係る銃の取扱の規制緩和（夜間発砲の禁止の緩和、消音装置装着禁止の緩和）	市町村が実施する有害鳥獣駆除に限り、 ①安全の確保を前提に夜間発砲の禁止を緩和すること。 ②消音装置付きの銃の所持の禁止を緩和すること。	
		捕獲実績のあるハンターに係る獵銃の所持許可の更新時の技能講習の免除	農林業被害の防止のための鳥獣の捕獲に従事し、捕獲実績のあるハンターについては、現に射撃技能を発揮して鳥獣の捕獲を行っていることから、更新時の技能講習は特段必要ないと考えられる。従って、例えば捕獲実績があることを市町村長が証明すること等により、獵銃の所持許可の更新時の技能講習を免除する。	
		森林管理署・森林管理局職員の狩猟免許取得による職務としてのエゾシカの駆除	国有林において森林管理署、森林管理局職員が狩猟免許を取得し、囲いわな等を使用し、職務としてエゾシカの駆除を行う。	
		バイオエタノールの製造を安定的に持続させるための原料となるてん菜、小麦などの買い取り価格に係る支援措置	地球に負荷を与えないエネルギーの推進としてバイオエタノールの製造を安定的に持続させるための原料となるてん菜、小麦などの買い取り価格に格差をつけず、農業者の生産意欲を損なわない支援措置を講ずる。	
	環境保全 〈バイオ燃料〉	建築基準法等の権限移譲による地球温暖化防止の推進（全国一律の基準見直しによる学校の改修）	北海道版建築基準法を整備し、地球温暖化防止に貢献する地域とする。 建築基準法の権限移譲or学校施設の設備に関する指針の権限移譲により全国一律の現行基準を見直し全ての学校をエコ改修する。	
		建築基準法等の権限移譲による地球温暖化防止の推進（全国一律の基準見直しによる学校の改修）	北海道版建築基準法を整備し、地球温暖化防止に貢献する地域とする。 建築基準法の権限移譲or学校施設の設備に関する指針の権限移譲により全国一律の現行基準を見直し全ての学校をエコ改修する。	
	農業の振興 〈就農促進〉	就農・営農しやすくするための土地規模の制限の緩和	より就農・営農しやすくするため、土地規模の制限（現在は2ha）を緩和する。	
		無農薬による就農を促進する制度（研修や資金制度）の設置	昨今の農業情勢は厳しく、離農や高齢化などによる後継者難は深刻な問題となっている。一方で就農したくてもできない人が少なからずおり、講習会や就農イベントなどの盛況ぶりもそれを物語っている。この矛盾を解決するため、無農薬により就農を促進制度（研修や資金制度）を早急に設ける。	
		農業の振興 〈農地流動化の促進〉	離農した農業者の農地に係る規制の緩和や財政支援による農地の流動化の促進	
		農業の振興 〈農業生産力の向上〉	離農した農業者の農地については、現在、売買せず賃貸することで離農者が収入を得ている場合が多い。土地基盤整備や個別補償制度など農地を借地していくには投資や算定に含まれないことや、離れた農地を借りて耕作している例も多く、規制の緩和や財政支援により農地の流動化を促進する。	
	農業の振興 〈農業生産力の向上〉	農業高等専門学校の設置認可権限の移譲	農業高等専門学校の設置	
		口蹄疫対策としての抗ウイルスの「トランクスファー・ファクター」（免疫情報伝達物質）の活用	抗ウイルスの「トランクスファー・ファクター」が免疫力を高めて、予防等の対策になるということで、口蹄疫対策になる。なお、薬事法などには触れません。	
		水産業の振興	広域的資源増大対策	北海道における漁業の生産量は日本全体の四分の一を占め、本道漁業は国産水産物の安定供給に対して大きな責務を背負っており、そうした負託に応えるためには、水産資源を持続的に利用していくことが重要である。 広域的な資源に関しては、「海域栽培漁業推進協議会」で資源造成を推進することとしているが、北海道周辺は他県に比べても広大な範囲の海域をもち、複数県にまたがる「広域海域」と同様に北海道単独で設定し、資源造成型栽培漁業の強化、集中的な種苗生産、放流種の重点化等、北海道としてダイナミックに取りすすめる必要がある。
経済振興対策	観光振興 〈観光客誘致〉	有害生物（海獣等）対策	沿岸漁業者は、毎年トド、アザラシ、オットセイ等の海獣によって漁網の破損、漁獲物の食害など膨大な漁業被害があり、漁村の存続が危ぶまれる深刻な事態となっている。これらの海獣の一部は絶滅危惧種として保護対象となっているが、北海道特有の課題として、エゾシカと同様に大規模な駆除を実施するなど抜本的な対策を講じる必要がある。	
		指定漁業の一元管理	1996年国連海洋法、2001年水産基本法が制定・施行されて以降、基本理念のひとつである水産資源の適切な保存管理の重要性が益々高まっているが、本道周辺海域では、大臣許可漁業と知事許可漁業・共同漁業権漁業を国と道が別々に管理しており、現場での資源管理、漁業調整が複雑した状況となっている。 このため、大臣管理漁業を知事許可漁業に移行させ、沖合・沿岸漁業の許可を一元化するなど北海道の統一的な資源管理と漁業調整を行うことが必要である。	
		北海道観光業界の格付け（ホテルや飲食店の調理師の格付け）	北海道が観光立国に取り組む日本のリーダーを目指すならば、観光業界は格付けすることが必要。観光客に善し悪しの情報を積極的に与えることにより、インターネット時代に即したフリーの個人客の増加につながる。	
		道内外にPRできる農業体験旅行のモデル地域の確立	農業体験旅行に対する補助制度の創設を行い、大地や気候に恵まれた北海道として、道内外にPRできる農業体験旅行のモデル地域を確立する。	
		カジノの自由化（日本において北海道を唯一のカジノ合法化地域とする）	国際観光地域として生きるには、長期滞在型の観光地として整備することが必要である。訪れた観光客には昼夜を問わず満足させてあげられる仕掛けづくりも施策として必要不可欠なことです。そこで長期滞在型エンターテーネメントのカジノを創設し国際観光地域北海道を創造する。	
		カジノの設置	道内にカジノを作り旅行客の誘致を図る。	

(注) 網掛けをしている項目は、権限移譲を内容としている項目である。

大分類		中分類 〈小分類〉	細分類	概要
環境・農林水産・経済振興対策	観光振興 〈観光業振興〉	第3種旅行業者の登録要件等の緩和	現行の第3種旅行業者の登録には、営業保証金300万円などが必要であるがNPOや小規模な観光協会などは、登録するに大きなハードルとなっていることから当該要件を緩和する。また、第3種旅行業者が実施する募集型企画旅行の実施できる区域が限定されていることから、広域観光ルートなどをうまく活用した旅行企画ができないので当該要件を緩和する。	
		広域観光圏の指定権限の国からの移譲	国土面積の25%を占め、観光立国を目指す北海道としては、道内を訪れる観光客を道内に長期に滞在、滞留させ、観光による経済効果の最大化を図ることが必要。 道には、多様な観光の魅力があり、こうした魅力を広域観光圏として整備し、観光圏相互のネットワーク化を図ることにより、滞留や滞在を高めていくことが必要である。 観光の振興は、地域の事情がよく理解している道が総合的に行なうことが重要であり、現在、国（国土交通省観光庁）が指定している広域観光圏の指定権限と指定に伴う財政支援措置について、道に移譲することを求める。	
	商業の振興 〈中心市街地活性化〉	中心市街地活性化協議会の法定構成員であるまちづくり会社による不動産証券化の設定条件の緩和	中心市街地活性化協議会の法定構成員であるまちづくり会社に、不動産証券化の条件である投資家50人以上や信託受益権の設定条件の緩和	
		まちづくり会社が設立する中心市街地活性化基本計画の不動産開発を推進するための特定目的会社に対する税制優遇措置の適用	中心市街地活性化協議会の法定構成員であるまちづくり会社が設立する、中心市街地活性化基本計画の不動産開発を推進するためのSPCIに、バスルール課税を認める。 同様に、減価償却期間の短縮を認める。	
		中心市街地活性化に資する道路の使用許可の規制緩和	商店街などと協議の上、市町村が規制を緩和する路線や区域を定め、その使用許可に係る手続きを簡素化する。	
	地域産業育成	農商工連携など、地域産業を効果的に振興するための系統団体の統合	本道において、農商工連携に代表されるように、基幹産業である農業などの1次産業を軸に関連産業の連携を図り、食クラスターをはじめ、地域産業の振興を図っている。 農商工連携を緊密にし、企画立案能力を高め、新製品の開発や販路開拓などを円滑に進めていくため、系統団体については、産業別の縦割りを廃止し、地域の総合的な経済団体として、統合し、機能の拡充を図るべきである。	
		農商工連携、地域資源活用型、新連携などの産業振興支援策の道への移譲	現在、国の出先機関の原則廃止アクションプランに基づき、経済産業局が先行する三機関（経済産業局、地方整備局、環境事務所）の対象とされているが、農商工連携など、新製品の開発などに対する助成については、全国的な見地から、引き続き経済産業が担うものとされている。 新成長分野（戦略）など、我が国経済の発展を牽引する分野については国が全国的な見地から、引き続き実施すべきものと考えるが、農商工連携、地域資源の活用、新連携などの産業支援策については、道の産業振興施策と一体化して実施することが効果的と考えられるこれから、採択権限及びこれに伴う財源については道に移譲すべきと考える。	
	その他 〈物流・人材移動の活性化〉	速度制限の緩和（一般道路を原則80km、高速道路を140km）	速度制限の緩和（一般道路を原則80km、高速道路を140kmとする）	
		一般道における自動車最高速度の緩和	北海道の都市間移動には、他府県と比べ長時間をするが、交通台数はきわめて少ない。既存の道路構造に合わせて規制速度を上げていく検討を、警察庁でもしていくとの報道がありました。線形もよく幅広い構造を生かした、特区仕様の80km/hの道路を既存の道路の平坦部、人口過疎地に整備し、高速道路のない地域の高速輸送体制を構築する。 冬期の運用や、事故が大きくなることなどが考えられるが、少し幅員を広げたり、中央帯、防護柵を設置することで運用を図ることが可能であり、既存の道路でも堆雪スペース等により幅員が広いため、特区速度を夏期に限定することも考えられる。 また、道内に限った特例のため他の不慣れな地域の車の混在も少ないと考えられる。	
		片側一車線の高速道における自動車最高速度の緩和	道内の高速道の中で、片側1車線の部分について、現在70~80kmの速度制限がされているが、車両の安全性の向上や道路の整備状況の質向上から、安全性の確保できる範囲で速度規制を緩和し、物流速度の加速化、コストの低減、エネルギーの消費減を図る。	
地域医療対策	医療従事者の地域偏在是正 〈麻酔医の確保〉	歯科医による麻酔科専門医としての業務従事による麻酔科医の確保対策	現在、裁判リスクが大きいと言われる小児科医、産婦人科医及び麻酔科医が不足している。歯科医は、日常的に局所麻酔、全身麻酔を処置しており、麻酔科医と業務が類似している。過剰感がある歯科医に一定の研修をさせた上で、麻酔科専門医とし、麻酔科医を確保する。	
	その他 〈その他〉	看護師による抗インフルエンザウイルス薬の配布の弾力化	看護師が問診票と症状を確認の上、抗インフルエンザウイルス薬を配布できるようにする。	
		看護師によるインフルエンザなどの各種ワクチン接種の弾力化	21年度、新型インフルエンザが発生した際、新型インフルエンザワクチンの接種開始時期と新型インフルエンザの蔓延が重なり、ワクチン接種希望者（未感染の健康な者）は、新型インフルエンザ患者で溢れる医療機関を受診することになり、ワクチンを接種しに行くという行為自体に感染リスクを負う状況となった。 このため、看護師が各種ワクチンを医師の診察なしに、問診票を確認した場合、ワクチンを接種できるようにする。（米国を参考）	
	メディカルクラーク（医療事務作業補助者）の配置支援による医師、看護師の負担軽減化	H20年の診療報酬改定で、メディカルクラーク（医療事務作業補助者）を配置した病院に診療報酬が加算される仕組みを設けたが、業務の見直しが進まず、また診療報酬上の手当が十分ではないため、十分にメディカルクラークが配置されていない状況にあると思われる。 メディカルクラークの業務内容の明確化を図るとともに、診療報酬上の手当を見直し、メディカルクラークの配置を促進し、医師、看護師の負担軽減を図る。 ※考えられるメディカルクラークの業務 診断書等の文書作成補助、診療記録の代行入力、院内会議の資料作成・整理		
	知事の権限による、広域分散型の地域社会に対応した救急搬送体制の整備	北海道は広域分散型の地域構造にあり、中核（中心）都市間の時間、距離も長く、救急（分娩を含む）患者への適切な対応を行うためには、陸上の搬送に加え、ドクターヘリやドクタージェットなど空を含めた救急搬送体制を整備することが必要である。 医療については、プライマリーケアから高次医療機能について、市町村から第3次医療圏において体系的に整備することとしており、高次医療を担う第3次医療圏の地方センター病院を核に、救急搬送体制について、陸及び空の組み合わせの中で知事が地域事情を踏まえ整備できるよう関係法の権限の移譲や、基準等の制定ができるようにすることが必要ではないか。		

大分類		中分類 <小分類>	細分類	概要
福祉・子育て・教育	福祉	福祉<福祉>	民生委員、児童委員の委嘱権限の国から市町村への移譲	今、民生委員、児童委員は国の委嘱になっているが、地域密着の活動のために北海道権限の市町村に委嘱する。
	子育て	子育て支援<子育て支援>	国が定めた基準以上の広さを確保するための道条例による保育所居室の床面積基準の設定	「地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」より、保育所に係る居室の床面積の基準を都道府県、政令指定都市、中核市が条例で定めることになったが、北海道は国が定めた基準以上の広さを確保するよう条例を設ける。
	教育・学校	義務教育である小中学校で中国語を授業に取り入れる～学習指導要領の権限移譲	義務教育である小中学校で中国語を授業に入れ、語学スキルを身に付けさせが必要であり、学習指導要領の権限移譲を行う	
		子供の学力向上(授業時間の増加)	子どもの学力向上(授業時間を増加させ、国内において低いと言われている学力を向上させ道内経済を一から立て直す)	
		地域特性を生かした小中一貫教育の実施	現在の学制では、思春期にあたる時期に、小学校から中学校に進学し、環境が変化するとともに、英語など新たな科目が授業に入ってくることから、授業についていけなくなるなど、いわゆる「中1ギャップ」問題が大きな課題となっている。 現行の学制(6・3制)を小中一貫教育を前提に、6・3制の枠組みを超え、発達段階に応じた学習期間を地域が自主的に実施できるようにする。	
地域振興対策	地域活性化<地域交通>	自治体内を運行区域とする乗合タクシー等に係る許可権限の都道府県知事への移譲	自治体内を運行区域とする乗合タクシー、地域内循環バス運行に係る許可権限、運賃及び料金に係る認可権限等を都道府県知事に移譲。	
	地域活性化<独自基準の設定>	新しい工法により高層木造建築物の建設する際の性能評価についての認定権限の移譲	北欧のスウェーデンでは、林業振興や地産地消による地域経済の活性化を図るために、高層の木造建築物を認めている。 林業振興や住宅産業の振興の観点から、新工法による高層木造建築が迅速に建築が可能となるよう認定権限の移譲を求める。	
	地域活性化<その他>	健康を維持するための食育や食とセットとなっている医療、観光とセットとなっている検診など、地域資源を健康づくりに結びつけていくためのシステムの構築及び健康保険の適用	十勝の新鮮な農産物、海産物を活用し、健康を維持するための食育や食とセットとなった医療(温泉療法を含む)、観光とセットとなった検診、農業体験などを通じて農産物の生産農家との交流、農業の理解など、十勝全体が持つ資源を健康づくりに結びつけ、十勝全体が健康づくりにふさわしい地域としていくためのシステムの構築及び健康保険の適用。	
	地域活性化<その他>	税制の優遇による人口の増加と観光活性化	税制の優遇による人口の増加と観光活性化 ○所得控除制度の課税所得の一部控除 ○法人事業所税の一定期間の課税免除 ○固定資産税一定期間の課税免除 ○道内に免税店の創設	
	地域防災対策<地域防災対策>	コミュニティ放送の放送区域を振興局管内まで拡大する北海道特例措置等を創設	コミュニティ放送の放送区域を振興局管内まで拡大する北海道特例措置等を創設する	
	地方自治の強化<住民自治の強化>	北海道議会議員選挙の選挙区の設定権限の移譲	地方議会の定員数と各選挙区の定数は、条例で定められているが、選挙区は公職選挙法によって区域が定められ、北海道議会議員の選挙区は、支庁所管区域と市の区域とされている。北海道の行財政改革の推進や産業振興の観点など、広域行政の見直しによって、さらに支庁制度改革を進めた場合、公職選挙法の改正が必要となるケースが想定される。	
	地方自治の強化<自治体財政・会計の改善>	地方公共団体債権回収の一元化	現行では、住民が地方公共団体に対し負担する債務(税・料・金等)については根拠法令や担当する部署が分離しており、地方公共団体のコスト増や住民の支払い方法等の煩雑さ等の問題がある。 また、未収債権の増加は地方公共団体の財政を圧迫しており、自治そのものの発展に大きなブレーキとなっている。 このような事態の打開のため、債権回収の縦割りを止め、その地方公共団体で一元管理し回収することが、コスト減と住民サービスの見地からも有効と考える。 ・現行の各種債権回収の根拠法令の整備 ・債権回収一元化したセクションの設立	
	広域連合への課税権の付与	広域連合に課税権を認めていただきたい。このことによって、自主財源をもって広域連合が自動的に動ける、多様な自治が図られることになる。		
	地方自治の強化<その他>	各法令に基づく役所への各種届出(例:各種開業の届出等)のコンビニエンスストアへの届出(取次・集積)の可能化	各法令に基づく役所への各種届出(例:各種開業の届出等)のコンビニエンスストアへの届出(取次・集積)ができるようにする。	

○ 従来の分類

大分類	中分類 <小分類>	細分類
環境保全	環境保全<自然環境保全>	

○ 新しい分類

大分類	中分類 <小分類>	細分類
環境・農林水産・経済振興	環境保全<自然環境保全>	

道州制特区提案に関する検討の具体的な進め方

1 第1次整理(道州制特区の趣旨の観点からの絞り込み)

- ・分野別に整理した道民意見
- ・道政上の重要課題、重点課題など

特区提案として検討すべきもの

特区提案に明らかになじまないもの

- ・現行法制度のままで対応可能なもの
- ・外交・入国管理(旅券の発券等)など

2 分野別に審議

提案の適否・可能性等を検討

- ・パッケージ化することを念頭に、道州制特区で提案すべきテーマについて、分野別に調査・審議(意見交換)
- 分類する分野(例):食・観光・健康、産業、暮らし、環境・エネルギー、社会资本等
- ・なお、必要に応じて、分野を横断した審議を行うこととする。

審議内容をもとに整理案を作成し、更に審議

- ・審議内容を、現状、メリット、デメリット、提案に向けた課題、実現性等を含め整理

3 審議結果

第7回以降の提案に向けて引き続き検討する案件

第6回提案として盛り込むべき案件

施策の参考とする案件

4 答申

第6回提案に盛り込むべき案件

国への施策提案・要望等

道州制特区提案にむけた検討の方法に関する意見（要旨）
—第45回提案検討委員会（平成23年12月14日）—

○個別に縦割りということではなく、包括的あるいは統合された形での議論を行うことが必要と事務局から提案があったが、大きい小さいは別として、バラバラでは、何をやってるかわからないということにもなるので、パッケージ化で議論することが必要。

また、案件に縛られると、社会の大きな流れを見落とす恐れがあり、骨太のわかりやすい提案という形で答申にまとめていく必要がある。

○エネルギーなど緊急度や重要度も加味し、一度検討し保留になっている案件も掘り起こし、一体的に検討することも必要。

○十勝では、11機のバイオガスプラントが稼働しており、毎日261トンの液肥（消化液）が発生している。肥料取締法では、一般肥料と特殊肥料に分かれているが、液肥は肥料効果が高い。これを使って、農産物のブランド化を図ることにより、残査の有効活用も図られ、再生可能エネルギーの利活用の可能性が大きく広がる。

課題をパッケージ化して議論することは、特区提案の背景として、地域振興のイメージや方向性を明確化し、その実現に向けて、特区提案が必要と整理していくことが大事なことと思う。

（事務局） 再生可能エネルギーの利活用にむけて、様々な課題があり、その解決の手段として、道州制特区で国から権限移譲を求める、また、本道の豊かな資源を効果的に活用し、観光の魅力を内外に広く発信していくため、例えば、観光庁が認定している「広域観光圏」の権限の移譲を求めるといったように、地域振興を効果的に進める上で必要性や、振興対策を効果的に進める上で必要な対策を立体的に組み立て、その中から権限移譲を求めていく提案をまとめていくといったことも必要ではないかと考えている。

今後の提案検討委員会における検討の方向（案）

～道州制特区制度の今後の活用方向（案）について～

1 基本的な方向

①現状、課題

- これまで、道民からのアイデア、意見をもとに、道州制特区検討委員会で審議をいただき、パブリックコメントなど所要の手続きを経て、国に権限移譲等の提案を行ってきたところ。
- 5回にわたり、30項目の提案を国に行ってきたが、道民からのアイデアも年々減少しており、また、提案の取りまとめも難しくなりつつある。このため、これまでの活用方向を見直していくことが必要。

②今後の基本方向

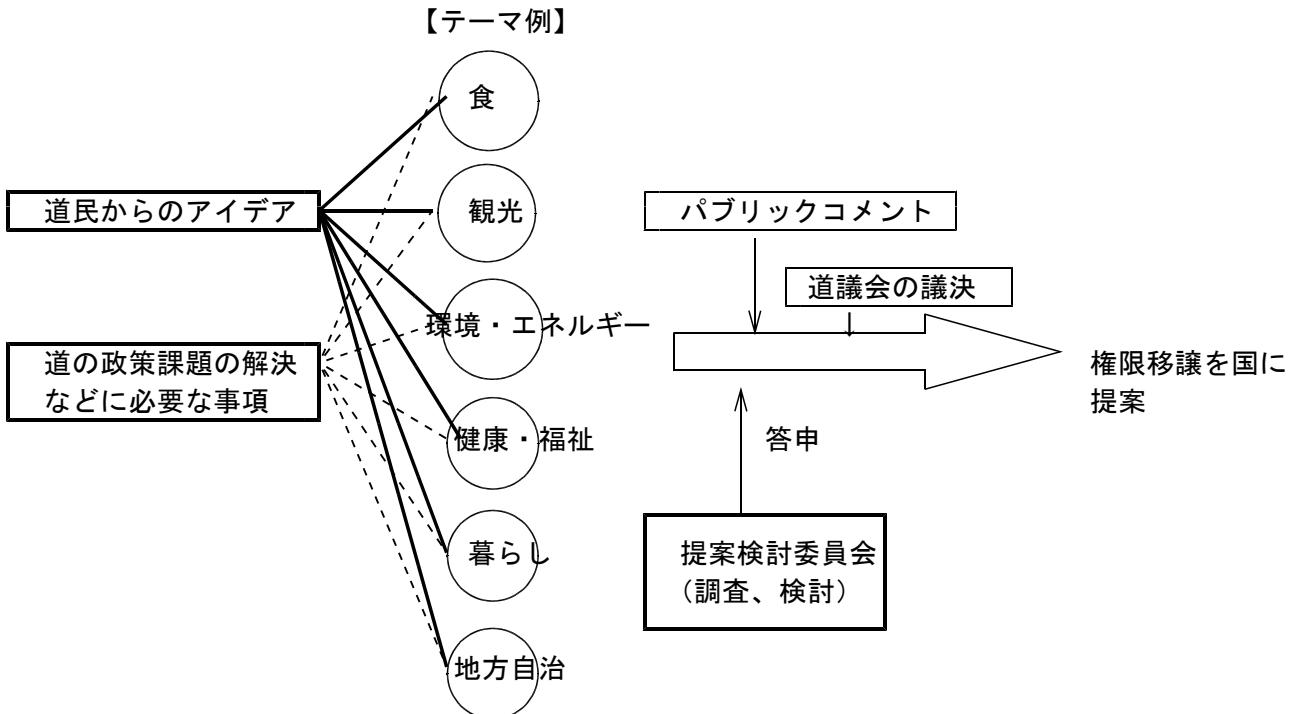
道州制特区制度は、地方分権の推進や本道の自立的発展に寄与することなどを目的としており、本道の特性を最大限に生かし、自立的に地域づくりを推進することが可能となるよう有効に活用していくことが重要である。

今後は、北海道価値である食や観光、環境などのテーマ毎に、道民からのアイデアとともに、道の政策課題の解決などにも留意しながら、関連する項目、内容を総合化して、検討するなど、地方分権の推進や本道の自立的発展に向けて、国から権限移譲を求める提案となるよう努めていく。

2 具体的な方向

道の政策展開の方向性などを踏まえ、食、観光、環境・エネルギー、健康・福祉、暮らし、地方自治といったテーマを設定し、テーマ毎に、

- ①道民からのアイデア（既に検討し保留扱いとなっているものを含む）
 - ②道の政策課題の解決や政策の円滑な展開を図る上で必要な事項
- を一括して括り、自立的な発展に向けて、多面的に検討していくものとする。



3 具体的な検討の方法

- テーマ毎にリストアップした項目について、政策的なプライオリティや関係業界の意向などを勘案し、具体的な検討テーマ及び検討項目（内容）を選定する。
- なお、一括化になじまない道民提案は従前どおり個別に審議を行う。

道州制特区活用に向けた検討事項一括化のイメージ（再生可能エネルギー分野）

地域主権局作成
(240323)

道民アイデア（新規）

- バイオエタノールの製造を安定的に持続させるための原料となる甜菜、小麦などの買取価格の支援措置



一括化の方向：バイオエタノールやバイオガスプラントなど、バイオマスの利活用を促進するためには、原料の収集、製造、流通、消費の段階を通じた法的課題全体を視野に入れた総合的な検討が不可欠であり、各段階に対応した課題（権限移譲、基準の創設、規制緩和など）を網羅して議論することが必要このため、過去の道民アイデアや、道として把握している課題などを包括的に整理すると次表のとおり。



	道民アイデア	課題	課題の解決により期待される効果 (国の動向や提案検討委員会の議論を含む)
○ 原料の安定的供給 	<p>※原料となる甜菜、小麦などの買取価格の支援措置（道民アイデア（新規））B E</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生利用に係る国の認定権限の移譲 B E ～廃ゴム、廃プラスチック、廃肉骨粉、建設汚泥など 遊休農地を活用した資源作物の栽培 B E 	<ul style="list-style-type: none"> ソフトセルロース系の安価な原料の確保 	<p>＜検討の視点＞ 北海道に豊富に賦存するバイオマス資源の利活用を促進するため、生産から消費まで円滑に循環させるため、次に記載した項目について総合的な検討が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物と一般廃棄物の一括処理 農林漁業バイオ燃料法の成立（20年10月） 家畜ふん尿等の輸送問題（B G） 原料の収集コスト低減のための支援策（税の減免措置など）の検討
○ 安定的な生産 	<ul style="list-style-type: none"> バイオ燃料生産設備に対する投資減税の適用 	<ul style="list-style-type: none"> 生産設備に対する固定資産税の減免措置の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた事業者の燃料製造設備に係る課税標準の特例措置（1／2軽減3年） 需給構造改革推進設備の取得 30%の特別償却又は7%の税額控除
○ 円滑な流通、消費	<ul style="list-style-type: none"> バイオエタノールの2重課税の回避 	<ul style="list-style-type: none"> ガソリン税の免税措置の継続 E3混合設備の安全上の技術基準の整備（消防法） 自動車燃料以外でのバイオエタノールの活用方策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> バイオガスプラントで生成される電気の買取価格の引き上げ、高圧電線の敷設 消化液（液肥）の有効活用 エタノール抽出後の残さの有効活用 バイオマス製品利用企業に対する優遇策の検討

（注1）B E：バイオエタノール、B G：バイオガス

（注2）「※ゴシック体」で表記している道民アイデアは、第6回目の提案に向けて寄せられている道民アイデア（新規分）である。

<参考>

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表（通称：メリデメ表）【イメージ】

※第18回検討委員会（平成20年5月29日）における検討

大分類	F 環境保全
-----	--------

中分類 <小分類>	細分類	概 要	提案数 重複 除く	事実関係等の整理	実現するため 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘 要	関係 部課	個票 番号
環境保全 <バイオ燃料>	224 バイオ燃料精算業務特別地区の設定による投資減税	バイオ燃料生産業務特別地区を指定し、国税、地方税の投資減税とそれに伴う交付税補填ができるようになる。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の政策的配慮から、個別の立法措置により地方団体が行う課税免除又は不均一課税（以下「課税免除等」という。）による減収部分については、一定のものに限り地方交付税による減収補てんが受けられることになっているが、本提案については対象となっていない。 ・ 既存燃料との価格差解消などを通じたバイオ燃料の導入を着実に推進していくためには、バイオエタノール等の原料の安定供給のための支援や、製造プラントの整備及び製造事業者の経営安定に資する支援、さらにガソリン税等の減免、道内で製造したバイオ燃料の道内での利用などによる製造・流通コストの低減など、多段階に亘る措置が必要であり、道としては、これらを国に対し要望しており、H20年度から一定の措置がされる予定である。 ・ また、府内に全庁横断型の「輸送用エコ燃料普及拡大プロジェクトチーム」を設置し、地域の取組に対する支援策など、幅広い観点から検討を進めている。 ・ なお、普及促進を進めるためには、投資減税や交付税補填等は効果的な対策と考えるが、加えて安全性の確保や税制面での検討も必要である。 ・ H20年度関係省庁における税制改正予定は次のとおり。 ①農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（仮称）の制定と併せて、同法の認定を受けた事業者が取得するバイオ燃料製造設備（エタノール等）に係る課税標準の特例措置（3年間2分の1軽減）を創設する。 ②エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却制度（30%）又は税額控除制度（7%）について、対象設備の見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな法律を創設し、税の課税免除等を行ったものについて、交付税による減収補てん措置が受けられる旨明記する。 ・ 国への予算要望（原料の安定供給や製造事業者の経営安定などに資する支援措置の拡充、燃料の流通・販売体制の整備及び消費者への啓発活動の推進） ・ 制度改正等を国に要望（税の减免措置等の創設、先端的研究開発・実証プラントの整備推進） 	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バイオ燃料使用促進 ・ 地球温暖化防止 ・ 製造拠点整備等による関連産業振興 ・ 新たな産業創出 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方交付税による減収補てん措置では、留保財源率25%分が除かれることがあるため、その分道税収入が減くなる。 		総 税務課 (環) 環境政 策課 (經) 資源工 ネルギ ー課	1234F

道州制特区活用に向けた検討事項一括化のイメージ（観光分野）

地域主権局作成(240323)

道民アイデア（新規）

広域観光圏の認定権限の国からの移譲
第3種旅行業者の登録要件等の緩和
税制優遇による人口の増加と観光の活性化（所得税の控除、法人事業所税・固定資産税の免除、免税店の創設）
北海道観光業界の格付け（ホテルや飲食店の調理師の格付け）
体験型旅行を円滑に展開するためのモデルの提案（道内外にPRできる農業体験旅行のモデル地域の確立）
農商工連携などの産業振興支援策の道への移譲
自治体内を運行区域とする乗合タクシー等に係る許可権限の都道府県知事への移譲
中心市街地活性化に資する道路の使用許可の規制緩和
義務教育である小中学校で中国語を授業に取り入れる～学習指導要領の権限移譲
道路の速度制限の緩和（一般道路、高速道路）

一括化の方向： 規模の広大性や豊かな自然環境など、本道の優位性を生かし、長期滞在が可能な魅力ある観光地づくりを進めていくため、多様な魅力の発信や受入環境を総合的に整備していくことが不可欠であり、道民からのアイデアに加え、道が把握している課題も含め、総合的に検討を行い、本道の特性を生かし、自立的かつ総合的に観光地づくりを進める観点から、国から権限移譲を求める検討を進めていく必要がある。



	道民アイデア（新規及び過去のものを掲載）	課題	課題の解決により期待される効果（国の動向や提案検討委員会の議論を含む）
魅力ある観光地づくり	<p>※観光圏整備法に基づく観光圏の認定権限及び認定に伴う財政支援措置（観光地域づくり事業に対する補助や観光圏内限定旅行業者代理業等）の移譲</p> <p>※第3種旅行業者の登録要件等の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> 旅行業者の登録を受けるには、一定の財産的基礎（第3種；300万円）が必要。 また、旅行者（消費者）の保護のため、登録後に一定額の営業保証金（第3種；300万円）の供託等が必要。 <p>※税制の優遇による人口の増加と観光活性化（所得税の減免、法人事業所税・固定資産税の免除、免税店の創設）</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際観光振興業務特別地区設定による投資減税 特定免税店制度の創設 <p>※北海道観光業界の格付け（ホテルや飲食店の調理師の格付け）</p> <p>※道内外にPRできる農業体験旅行のモデル地域の確立</p> <p>※農商工連携などの産業振興支援策の道への移譲（食材の有効活用、魅力ある食料加工品の製造、体験観光の新たな展開）</p> <p>※中心市街地活性化に資する道路の使用許可の規制緩和【再掲】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 旅行目的や形態の多様化に対応した魅力ある観光地づくり（国の施策と道の施策の一體的に展開することにより、効果的な観光振興を図ることが必要） 	<ul style="list-style-type: none"> 国土面積の25%を占め、豊富な観光資源が賦存する本道において、国内外に多様な魅力を発信していくためには、国が認定している広域観光圏の権限について、道が移譲を受けることにより、道の観光振興施策と一体化し、滞在型の観光地づくりを広域的な視点から形成していくことが、本道の活性化を図る上で、重要。 現在、国では、H23年7月に閣議決定された「規制・制度改革に係る追加方針」に基づき、「着地型観光の高まる中、地域自らが主宰する募集型企画旅行に関して、一定の条件の下に、新たな旅行業者のカテゴリーを創設するなど、消費者保護の観点も踏まえつつ、地域のリソースを使いややすくする方策について検討し、平成23年度中に結論を得る」としており、こうした動きを踏まえ、再検討が必要。 国際観光振興業務特別地区設定による投資減税及び特定免税店制度の創設については、国に第2回特区提案を提出。 国からは、「提案内容をこの制度で措置することは困難。別の手法を取りえないか、別途検討する」との回答。現在、議員立法による北海道観光振興特別措置法（案）が衆議院で継続審議中 観光業界の格付けについては、H16～18年に、道内の宿泊、旅行業団体等で検討したが、公平な評価が困難等の意見が多く出され、検討を終了。民間企業が平成24年4月にレストラン・ホテルの北海道版・格付けを発表することとしており、こうした動向を踏まえ、観光のクオリティの向上に向けて、再検討が必要。 地域の特色ある食事の提供や農産物などを生かした様々な加工品は、食の魅力を生かした観光振興を図る上で重要であり、国との施策を一体的に実施することにより、効果的な施策展開を図る必要がある。
安心・快適な受入環境づくり	<p>※義務教育である小中学校で中国語を授業に取り入れる～学習指導要領の権限移譲</p> <p>※北海道観光業界の格付け（ホテルや飲食店の調理師の格付け）【再掲】</p> <p>※自治体内を運行区域とする乗合タクシー等に係る許可権限の都道府県知事への移譲</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能とする道路運送法の適用の拡大について、国から「アウトドア観光の観光客の送迎については、現行制度で無償運送と位置付けられる場合も存在。北海道アウトドア資格制度登録事業者が行う参加者の送迎について、現行制度で対応可能な範囲を明確化し、通知」との回答があったところ。 <p>※道路の速度制限の緩和（一般道路、高速道路）</p> <p>※中心市街地活性化に資する道路の使用許可の規制緩和</p>	<ul style="list-style-type: none"> 道路の有効利用による観光客の誘致促進 観光ホスピタリティ意識の向上 旅行しやすい交通ネットワークの形成 	<ul style="list-style-type: none"> 今後一層の増加が期待される中国などの外国人観光客の受入体制を整備する観点から、検討が必要。 北海道アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能とする道路運送法の適用の拡大について、国から「アウトドア観光の観光客の送迎については、現行制度で無償運送と位置付けられる場合も存在。北海道アウトドア資格制度登録事業者が行う参加者の送迎について、現行制度で対応可能な範囲を明確化し、通知」との回答があったところ。 公安委員会において、交通の安全の確保、交通事故の防止、沿道住民の意向等から問題がないと判断される場合は、法定速度を超える最高速度を指定することは、現行法令で可能であり、広域的に交通ネットワークの形成を図る観点から、再検討が必要。

(注) 「※ゴシック体」で表記している道民アイデアは、第6回目の提案に向けて寄せられている道民アイデア（新規分）である。

〈参考〉

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表（通称：メリデメ表）【イメージ】

※第38回検討委員会（平成22年8月19日）における検討

大分類 D 経済振興対策

中分類 〈小分類〉	細分類	概 要	提案数		事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘 要	関係 部課	個票 番号											
			重複 除く																		
D 観光振興 〈観光客誘致〉	272 地域観光の振興 （旅行業法の規制緩和）	自然や観光資源の小さな地域で旅行業登録をせずに旅程のあるツアーを組んで募集行為をすると、旅行業法違反となることから、地域が独自にツアーを組み、募集し、集金することを合法的にできるようにする。	1	1	(地域独自のツアー) <ul style="list-style-type: none"> 旅行業法では、①報酬を得て、②旅行業務（運送・宿泊サービスの代理・媒介等をすること）を取り扱い、③事業として行う者は、観光庁長官(H20.10～)又は都道府県知事の登録を受けなければならないとされている。 旅行業の登録を受けるには、①営業所ごとに旅行業務取扱管理者の資格者を選任し、②一定の財産的基礎を有することが必要。また、旅行者（消費者）の保護のため、登録後に一定額の営業保証金の供託又は旅行業協会への分担金の納付が義務付けられている。 ○ 旅行業者（募集・販売・媒介等） <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>登録先</th><th>業務範囲</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種</td><td>国</td><td>全ての旅行業務が可能</td></tr> <tr> <td>第2種</td><td>都道府県</td><td>海外募集型企画旅行はできない</td></tr> <tr> <td>第3種</td><td>都道府県</td><td>海外募集型企画旅行はできない 国内募集型企画旅行はできない</td></tr> </tbody> </table> ※なお、H19年5月の法改正により、第3種旅行業者について、一つの企画旅行ごとに自らの営業所の存する市町村及び隣接する市町村の区域内において実施される募集型企画旅行は取扱い可能となっている。 ○ 旅行業者に必要な財産的基礎（基準資産額） 第1種；3,000万円、第2種；700万円、第3種；300万円 ○ 新規に登録した際に法務局に供託する営業保証金（最低額） 第1種；7,000万円、第2種；1,100万円、第3種；300万円 (年間の取引の額によって異なる。)	種別	登録先	業務範囲	第1種	国	全ての旅行業務が可能	第2種	都道府県	海外募集型企画旅行はできない	第3種	都道府県	海外募集型企画旅行はできない 国内募集型企画旅行はできない	旅行業法の改正	【メリット】 <ul style="list-style-type: none"> 地域独自のきめ細かな旅行商品の企画・販売が容易となる。 【デメリット】 <ul style="list-style-type: none"> 旅行業法は、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進のため最低限の規制を行っており、その規制を緩和することは、一般消費者の保護が損なわれるおそれがある。 	経) 観光局	1426D
種別	登録先	業務範囲																			
第1種	国	全ての旅行業務が可能																			
第2種	都道府県	海外募集型企画旅行はできない																			
第3種	都道府県	海外募集型企画旅行はできない 国内募集型企画旅行はできない																			
(第36回提案検討委員会(H22.4.26)における分野別審議の論点整理)																					
<p>論 点 (発 言 要 旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> 旅行業の資格要件を道独自に緩和して、何か問題が発生したら北海道観光全体のイメージが傷つく。むしろ資格を厳しくした方が北海道観光のブランド化につながる。 旅行業の資格要件は経済的基盤で定められているが、小規模なものであれば要件緩和してもよいのではないか。 旅行業務の専門家である旅行業者と、地域の宿泊業者などが連携していくべきであり、誰でも旅行業務ができるようになる必要はないのではないか。 							対 応 方 向														
<ul style="list-style-type: none"> 意見が分かれたことから、本件提案の取り扱いについては、次回（第37回）委員会において決定することとする。 																					
(第37回提案検討委員会(H22.6.3)における分野別審議の論点整理)																					
<p>論 点 (発 言 要 旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> 旅行業の資格要件である経済的基盤は、消費者保護のための保証に見合うように設定しており、そこを緩和すると弁済ができなくなるという問題が発生する。 観光事業者が無料送迎を行うことは、旅行業登録をしていても可能。バスを立てた場合でも、観光客が自らバス代を支払うのであれば可能。 旅行業法の規制緩和によって地域独自の取組が広がっていくのか、もう少し効果を見極めてから検討すべき。 							対 応 方 向														
<ul style="list-style-type: none"> 本件提案について、本委員会としては、当面取り扱わないこととするが、関連情報の収集は引き続き行っていく。 																					